

四天王寺大学大学院単位の修得に関する規程

(目 的)

第 1 条 この規程は、四天王寺大学大学院（以下「本大学院」という。）学則第 2 1 条および第 2 2 条に定める授業科目（以下「科目」という。）の履修および試験について定めるものである。

(受講科目の登録について)

第 2 条 学生は、単位を修得しようとする科目について、各年度始めの定められた期間内に履修登録（以下「登録」という。）を行わなければならない。ただし、単位認定について別に定めるとした科目についてはこの限りではない。

第 3 条 登録を行う場合には、主指導教員に指導を受けることができる。

第 4 条 学生がその科目を登録しているにもかかわらず、しかるべき理由なくして欠席を重ねる場合には、その科目の登録を放棄したものと認めることがある。

第 5 条 学生は、登録していない科目であっても、その科目担当者の許可を得て、これを臨時に聴講することができる。ただし、この場合、単位等は認定されない。

第 6 条 学生は、四天王寺大学および四天王寺大学短期大学部で開講されている科目の履修を希望する場合は、その科目担当者の許可を得て登録し、科目等履修生として、これを受講することができる。

2 前項の場合、科目等履修登録料および科目等履修料を免除する。ただし、その科目の履修に際して必要な教材費など、授業料以外に別途徴収される費用がある場合は、これを支払わなければならない。

(試験について)

第 7 条 学生は、定められた期間内において登録した科目について、試験を受けることができる。

第 8 条 前条に定める試験の種別は、平常試験および定期試験とする。

第 9 条 平常試験については、各科目担当者が随時これを行うことができる。

第 1 0 条 定期試験は、各年度末の定められた試験期間内の試験時間割によって、これを行うものとする。ただし、各科目担当者がその必要を認めないとき、定期試験を行わない場合もある。

2 前項に定める定期試験を行う科目および、その時間割は試験期間開始日より 2 週間前にこれを掲示する。

(成績評価について)

第 1 1 条 各科目の成績は、試験成績または平常の課題成績（論文・報告等を含む）等、あるいはこの双方によって評価するものとする。

第 1 2 条 各科目の成績の評価は 1 0 0 点満点とし、6 0 点以上を合格として、その科目の単位を認定するものとする。

- 2 前項で定める成績の評価について、合格の評価は秀・優・良・可（100点満点のうち90点以上を秀、80点以上90点未満を優、70点以上80点未満を良、60点以上70点未満を可）の4段階をもってこれを表示する。60点未満または登録したものの評価のないものは不合格とする。
- 3 第1項および第2項の評価については、これを学生に通知する。
- 4 成績の評価基準については、次の基準に基づくものとする。

評 価	基 準
秀	目標を十分に達成し、きわめて優秀な成果をおさめている（90点以上）
優	目標を十分に達成している（80点以上90点未満）
良	目標を達成している（70点以上80点未満）
可	目標を最低限度達成している（60点以上70点未満）
不合格	目標を達成していないので再履修が必要である（60点未満）

第13条 次の各号のひとつに該当する者は、試験を受験しても単位は認定されない。

- (1) 定められた期日内に当該科目の登録を行っていない者
- (2) 出席時数が当該科目の全授業時数の3分の2に満たない者
- (3) 授業料その他の本学への納付金が未納の者

(追試験)

第14条 病気または不時の災害その他真にやむを得ない事由によって定められた期日に試験を受けることができない者、もしくはできなかった者は追試験を願い出ることができる。

- 2 追試験を願い出る者は、当該科目の試験終了後1週間以内に、その事由を証明する書類を添付した追試験願を教務部長に提出しなければならない。

第15条 追試験は、追試験願が受理された後、科目担当者の定める期日、方法によってこれを行う。ただし、追試験実施の期日は追試験願の受理後3週間以内とする。追試験を筆記試験で行う場合は、別に定める時間割によってこれを行う。

第16条 前条に定める追試験を特に認められる事由により、定められた期日に受験することができない者については、大学院研究科委員会の議を経て、次の夏学期をこえない期間内で追試験を行うことがある。

- 2 前項に定める追試験を受けようとする者は、その理由を証明する書類を添付した追試験願を教務部長に提出しなければならない。

第17条 追試験による科目の成績評価は、第12条第1項および第2項の定めるところによるが、その上限は90点とする。

2 追試験による不合格科目については、再試験は行わない。

(不正行為について)

第18条 試験期間内の試験において不正行為のあった者は、その不正行為が発覚した当該試験期間の試験の得点を零点とする。

(単位の認定)

第19条 教育上有益と認めるときは、本大学院学則第23条および第24条の定めるところにより単位を認定することができる。

2 単位認定については、10単位を超えない範囲で本大学院の授業科目を履修したものとみなすことができる。

(認定科目の先決優先)

第20条 前条第2項で個別認定された科目は先決優先とし、上限を超えた場合にその科目を既認定科目と入れ替えることはできない。

附 則

1 この規程は、平成15年4月1日より施行する。

2 この規程は、平成20年4月1日から一部改正し施行する。

ただし、平成19年度以前入学生については、第12条第2項の「成績評価について」の取り扱いは、なお、従前の例による。

3 この規程は、平成23年4月1日から一部改正し施行する。

4 この規程は、平成24年4月1日から一部改正し施行する。